

白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例（案）について

1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）の概要

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童を対象に、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、授業終了後及び夏休みなど長期休暇の期間において、適切な遊びと生活の場を与えて、児童の健全な育成を図るものです。

本市では、市内すべての小学校において、専用施設又は余裕教室を利用して事業を行っています。

8小学校に「11学童保育」を設置し、保護者が自主運営しています。

2 現在の市の事業内容

- (1) 対象児童：小学校1年生～6年生
- (2) 開所日：日曜日、祝日、年末年始を除く毎日
- (3) 開所時間
 - ① 授業のある日：授業終了後～19時
 - ② 授業のない日（夏休みなど）：8時～19時
- (4) 施設の状況

	名称・設置日	施設の状況
1	清水口学童保育所 (昭和59年)	余裕教室
2	南山学童クラブ (平成元年)	余裕教室
3	大山口学童保育所 (平成4年)	専用施設
4	池の上学童クラブ (平成5年)	専用施設
5	桜台学童クラブ (平成7年)	専用施設
6	第三小学童クラブ (平成9年)	専用施設
7	第一小学童クラブ (平成15年)	余裕教室
8	七次台学童クラブ (平成17年)	余裕教室
9	大山口第2学童保育所 (平成21年)	専用施設
10	第三小第二学童クラブ (平成23年)	専用施設
11	南山第二学童クラブ (平成24年)	余裕教室

3 現在の市の運営基準

平成19年10月19日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドライン」及び「千葉県放課後児童クラブガイドライン」を基本として運営しています。

4 「白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例（案）」の概要

(1) 基本的な考え方

本市の条例（案）は、設備及び運営に関する最低基準であり、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するもので、この最低基準を向上するよう努めるものとします。

なお、規定する内容は、厚生労働省令で定める基準（国の基準）と異なる内容を定める特別な理由がないことから、国の基準と同様に策定します。

(2) 条例（案）の概要 別添資料のとおり

条例（案）の概要は、主な項目を抜粋した資料となります。詳細な内容は、国の基準（厚生労働省令）」となります。

5 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日